

災害対策基本法の改正により、水に浸かる深さよりも高く、安全が確保できる場所（高層マンションの居室など）では、自らの判断で屋内安全確保をすることが可能となりました。

屋内安全確保を行う場合は、十分な水や食料等の準備が必要です。市が作成した「在宅避難の手引き」を参考に準備しましょう。

ハザードマップ3ページ目 【災害学習・避難活用情報】「避難行動の確認～そこにも大丈夫?～」

